

地理的分野

日本文教出版株式会社

中学校社会科「地理的分野の改訂のポイントと指導上の課題」

関西外国語大学教授 岡澤潤次

日本の高校生の約 57%が宮崎県の場所を地図で正しく示せないことが平成 20 年 3 月 19 日、日本地理学会の調査でわかった。大学生も約 33%が間違えていた。同学会では「東国原知事の就任で話題になった宮崎県でさえ、場所がわからないのは、地理の学び方が表面的だから」と分析、小中高校を通じた地理教育の充実を求めている。

一方、世界の 10 か国についても同様の質問を行ったところ、ニュースによく登場するイラクの正答率は高校生が 25.6%、大学生も 50.2%にとどまり、アメリカも高校生は約 16%、大学生は約 4%が間違えた。

今回の調査結果について、「宮崎県の東国原を知っているが、宮崎の場所がわからないというのは、学力、日本の教育の問題。私はいちいち地図を持って宮崎のPRはできない」と、苦笑しながら述べたことが新聞報道されていた。このような報道によりクローズアップされたメッセージはこれまでの学習指導要領の内容と指導上の課題を端的に示しているといつてよいのではないか。

その意味で、今、学習指導要領の改訂を機にどう対応するべきかを論議することは意義があり、地理的分野改善の具体的事項について概観し、今次改訂のポイントと指導上の課題を述べることにする。

1 教育課程編成の一般方針

まず、第 1 章 総則の第 1「教育課程編成の一般方針」を見ると、「1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとする。学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実¹に努めなければならない。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない」とある。

今次、学習指導要領の改訂に当たって、大きな枠組みから特筆すべきは、教育に関する国の基本理念を示した教育基本法が約 60 年ぶりに改正された(平成 18 年 12 月 22 日公布・施行)ことである。21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、教育の新しい理念が定められた。この教育基本法の改正を受けて学校教育法の一部が改正(平成 19 年 6 月 27 日公布)され、新たに義務教育の目標が規定された。

本来、文部科学大臣が定める学習指導要領は、学校教育法に規定する幼稚園から各学校段階の目的・目標、この目標を受けて各学校段階における教科等の種類及び配当時数を規定する学校教育法施行規則

に従って、各教科等の目標、具体的内容などを定めていることは周知の通りである。

学習指導要領における各教科等の具体的な教育内容の改善は、教育基本法第二条(教育の目標)における新たな規定、学校教育法における義務教育の目標を踏まえておくことが特に今回は留意する必要がある。この点については後ほど論を進める中で適宜示すことになる。

現行学習指導要領の理念である「生きる力」をはぐくむことは、改訂学習指導要領においても変容することはない。学校教育法の一部改正においては、「生きる力」を支える「**確かな学力**」（基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力）、「**豊かな心**」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性）、「**健やかな体**」（たくましく生きるための健康や体力）、これらの「知」・「徳」・「体」、三つの調和が重視されている。

そして、学力の重要な要素は、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力や表現力等、③学習意欲、である。今回の学習指導要領の改訂において、こうした教育の基本理念を踏まえることとしている。これらは、これまで学習指導要領という告示に根拠が裏付けられていたものが、今次、法律上の根拠になったということが非常に大きな意義があると考えられる。

2 思考力・判断力・表現力等をはぐくむ言語活動の充実

学習指導要領改訂に当たって特に最重要事項に挙げられている各教科等における言語活動の充実がある。これは、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむためには、レポートの作成や論述といった知識・技能を活用する学習活動を各教科で行い、言語の能力を高める必要があるということである。

それゆえ各教科等においては、国語科で培った能力を基本に、知的活動の基盤という言語の役割の観点から適用できる。たとえば、社会科学習において、観察や見学で得た事象の相違点や共通点をとらえて記録・報告する。つまり、国語科で培った言語能力を活用するということである。そして、具体的な言語活動として、記録し報告する、説明する、まとめる、表現する、記述する、他者と伝え合ったり、共感したりする、まとめて発表する。このように言語活動を充実させることが、社会科学の学習のねらいを効果的に達成することになるとともに、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ機会になる。

3 中学校社会科の改善の具体的事項

今年 1 月 17 日に中央教育審議会から出された答申には、次のように示されている。

小学校社会科の学習を踏まえ、地理的分野、歴史的分野、公民的分野という三分野の構成は維持しながら、我が国や世界の地理や歴史、法や政治、経済等に関する基礎的・基本的な知識、概念や技能を習得し、社会的事項の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習などを通して、社会的な見方や考え方を養うことを一層重視して改善を図る。また、様々な伝統や文化、宗教に関する学習を重視して改善を図る。

上記のように、中学校社会科の改善の内容については、現行学習指導要領と同様に地理、歴史、公民の三分野の構成を維持している。今次改訂に当たっての基本的方針として次の三点があげられている。

①基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得

今次改訂では従来と異なり，改正教育基本法の中に義務教育の目標の一つとして，「社会において自立的に生きる基礎を培う」ことが規定されたことを踏まえ，基礎的・基本的な知識，概念や技能の習得が，学習指導要領改訂の基本的な考え方の一つとして明記された。また，冒頭で述べたように，教育課程実施状況調査等の結果からも，基礎的・基本的な知識，概念が十分に身に付いていない状況が見られる。このような状況から今次改訂では，地理的分野において，世界や日本の地理的認識を一層深めることとした。

②社会的事象の意味，意義を解釈する学習や，事象の特色や事象間の関連を説明する学習などの充実

今次改訂では，思考力・判断力・表現力等の育成も求められている。先の基礎的・基本的な知識・技能の習得と併せて，改正学校教育法の趣旨を踏まえたものである。思考力・判断力・表現力をはぐくむためには，基礎的・基本的な知識・技能の活用の学習を充実させる必要がある，社会科の「活用型の学習」として具体的に例示したのが，この社会的事象の意味，意義を解釈する学習や事象の特色や事象間の関連を説明する学習である。

地理的分野では，例えば日本の諸地域の学習で事象を関連付けて地域的特色をとらえさせることを示した。

③様々な伝統や文化，宗教に関する学習重視

上記については，改正教育基本法の第二条と第十五条とを踏まえた改善点である。

地理的分野では，例えば世界の人々の生活と環境の中で，世界の人々の生活と宗教とのかかわりや世界の主要宗教の分布等を理解させることを示した。

4 改善のねらいから見た地理的分野の内容

地理的分野の改善について，次のように述べられている。

ア 地理的分野については，世界の地理的認識を深めるため，世界各地の人々の生活と環境とのかかわりや世界の諸地域の多様性について学ぶ項目を設けるとともに，我が国の国土に対する認識を一層深めるため，日本の諸地域における特色ある事象を他の事象と有機的に関連付けて地域的特色をとらえることができるよう内容の改善を図る。また，内容の全体を通して，地図の読図や作図などの地理的技能を身に付けさせることを一層重視するとともに，身近な地域の調査の学習において，諸課題を解決し地域の発展に貢献しようとする態度を養うことができるようにする。

地理的分野において，次のような考え方で改訂されている。

①世界に関する地理的認識の重視

改正学校教育法の第二十一条には義務教育の目標の一つとして「…進んで外国の文化の理解を通じて…」との記述もなされたところである。グローバル化が進み，地球温暖化等の環境問題が深刻化する中，世界の諸地域の多様性に関わる基礎的・基本的な知識を身に付けることは重要である。そこで地理的分野においては，従来からの国土認識と併せて世界の地理的認識を養うことを重視することとした。「世界的視野から…特色を大観させる」という表記からも顕著に窺える。

②動態地誌的な学習による国土認識

日本の諸地域に関する地誌学習は、ややもすると網羅的な扱いになりがちである。学習活動も事実認識の結果を覚えることに主眼が置かれている傾向が強い。現行の学習指導要領では、そのような状況からの脱却を目指し、社会の変化に対応する観点から学び方や調べ方の学習の充実が目指された。

今次改訂では、基礎的・基本的な知識を習得させるとともに、事象間の関連を追究したり説明したりするなどの学習を通して思考力・判断力・表現力を育成することが重視されている。こうした点を勘案して、日本の諸地域の特色ある事象と有機的に関連付けて諸地域の地域的特色をとらえさせるようにしている。

③地理的技能の育成の一層の重視

地理的事象の理解だけでなく、地理的な見方や考え方を身に付けさせるために、地図の読図や作図は必要不可欠な能力である。今次改訂で強く求められている思考力・判断力・表現力を育成する活用型の社会科学習に、地図は必須の存在である。このような点から、地図を活用した学習を一層重視することとした。

④社会参画の視点を取り入れた身近な地域の調査の学習

改正基本法及び改正学校教育法で、「主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記された。地理学習において、生徒が生活している地域に対する理解と関心を深めさせ、その発展に努力しようとする態度を育てることは大切である。「身近な地域の調査」の学習で、社会参画の視点を重視したのも、そうした背景を受けてのことである。

5 目標に見る地理的分野の内容

- (1) 日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。
- (2) 日本や世界の地域の諸現象を位置や空間的な広がりとかかわり度ととらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。
- (3) 大小様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付けて考察し、それらの地域は相互に関係し合っていることや各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること、また、それらの諸条件の変化などに伴って変容していることを理解させる。
- (4) 地域調査など具体的な活動を通して地理的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に選択、活用して地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力や態度を育てる。

全体的な内容の取り扱いを見ると、下記のように示されている。

- ①内容の(1)及び(2)については、この順序で取り扱うものとする。
- ②内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 地理的な見方や考え方や地図の読図や作図、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用すること。

また、地域に関する情報の収集、処理に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するなどの工夫をすること。

イ 学習で取り上げる地域や国については、各項目間の調整を図り、一部の地域に偏ることのないようにすること。

ウ 地域の特色や変化をとらえるに当たっては、歴史的分野との連携を踏まえ、歴史的背景に留意して地域的特色を追究するよう工夫するとともに、公民的分野との関連にも配慮すること。

エ 地域的特色を追究する過程で生物や地学的な事象などを取り上げる際には、地域的特色をとらえる上で必要な範囲にとどめること。

以上の内容の取り扱いについて、アの下線に示した点で、教科用図書「地図」の十分な活用が明示されていることが今次改訂の特色であり、指導上特に留意する必要がある。

地図帳を常備させ、地図の活用により、都道府県名や国の位置関係の定着を図り、実際生活に生せるよう努めたい。

6 内容と内容の取り扱いにおける現行学習指導要領との具体的な相違点

①内容と内容の取り扱い<1>

(1) 世界の様々な地域

ア 世界の地域構成

地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置、地域区分などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる。

イ 世界各地の人々の生活と環境

世界各地における人々の生活の様子とその変容について、自然及び社会的条件と関連付けて考察させ、世界の人々の生活や環境の多様性を理解させる。

ウ 世界の諸地域

世界の諸地域について、以下の(ア)から(カ)の各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、それを基に主題を設けて、それぞれの州の地域的特色を理解させる。

(ア) アジア (イ) ヨーロッパ (ウ) アフリカ (エ) 北アメリカ

(オ) 南アメリカ (カ) オセアニア

エ 世界の様々な地域の調査

世界の諸地域に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせるとともに、世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や方法を身に付けさせる。

□ 内容の取り扱い

【現行学習指導要領との違いを◆で示す】

内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア については、学習全体を通して、大まかに世界地図を描けるようにすること。

- ◆ 「時差」については、日本の地域構成に移動。
- ◆ 「日本の領域」「都道府県名」などは日本の部に移動。
- イ イについては、世界各地の人々の生活の様子を考察するに当たって、衣食住の特色や、生活と宗教とのかかわりなどに着目させるようにすること。その際、世界の主な宗教の分布について理解させるようにすること。
- ◆ 「世界各地の人々の生活と環境」は、平成元年の学習指導要領の内容が復活する。
- ◆ 世界の宗教分布について、新たに扱われる。
- ウ ウについては、州ごとに様々な面から地域的特色を大観させ、その上で主題を設けて地域的特色を理解させるようにすること。その際、主題については、州の地域的特色が明確となり、かつ我が国の国土の認識を深める上で効果的であるという観点から設定すること。また、州ごとに異なるものとなるようにすること。
- ◆ 「世界の諸地域」は、平成元年の学習指導要領の内容が復活する。ただし、州の枠組みが明示される。（平成元年版は州の内から三つ程度取り上げる）
- エ エについては、様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。
- ◆ 現行学習指導要領の「地域調査の視点や方法」の追究が残された。

②内容と内容の取り扱い<2>

(2) 日本の様々な地域

ア 日本の地域構成

地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。

イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

(ア) 自然環境

世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。

(イ) 人口

世界的視野から日本の人口と人口密度、少子高齢化の課題を理解させるとともに、国内の人口分布、過疎・過密問題を取り上げ、日本の人口に関する特色を大観させる。

(ウ) 資源・エネルギーと産業

世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させるとともに、国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる。

(エ) 地域間の結び付き

世界的視野から日本と世界との交通・通信網の発達の様子や物流を理解させるとともに、国内の交通・通信網の整備状況を取り上げ、日本と世界の結び付きや国内各地の結び付きの特色を大観させる。

ウ 日本の諸地域

日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。

(ア) 自然環境を中核とした考察

地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などに関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもっていることや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

(イ) 歴史的背景を中核とした考察

地域の産業、文化の歴史的背景や開発の歴史に関する特色ある事柄を中核として、それを国内外の他地域との結び付きや自然環境などと関連付け、地域の地理的事象の形成や特色に歴史的背景がかかわっていることなどについて考える。

(ウ) 産業を中核とした考察

地域の農業や工業などの産業に関する特色ある事象を中核として、それを成立させている地理的諸条件と関連付け、地域に果たす産業の役割やその動向は他の事象との関連で変化するものであることなどについて考える。

(エ) 環境問題や環境保全を中核とした考察

地域の環境問題や環境保全の取組を中核として、それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け、持続可能な社会の構築のためには地域における環境保全の取組が大切であることなどについて考える。

(オ) 人口や都市・村落を中核とした考察

地域の人口の分布や動態、都市・村落の立地や機能に関する特色ある事象を中核として、それを人々の生活や産業などと関連付け、過疎・過密問題の解決が地域の課題となっていることなどについて考える。

(カ) 生活・文化を中核とした考察

地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中核として、それを自然環境や歴史的背景、他地域との交流などと関連付け、近年の都市化や国際化によって地域の伝統的な生活・文化が変容していることなどについて考える。

(キ) 他地域との結び付きを中核とした考察

地域の交通・通信網に関する特色ある事象を中核として、それを物資や人々の移動の特色や変化などと関連付け、世界や日本の他の地域との結び付きの影響を受けながら地域は変容していることなどについて考える。

エ 身近な地域の調査

身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見だし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。

□ 内容の取り扱い

【現行学習指導要領との違いを◆で示す】

内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (ア) 「領域の特色と変化」については我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、北方領土が我が国の固有の領土であることなど、我が国の領域をめぐる問題にも着目させるようにすること。
- (イ) 日本の地域区分を扱う際には、都道府県の名称と位置のほかには都道府県庁所在地名も取り上げること。
- (ウ) 学習全体を通して、大まかに日本地図を描けるようにすること。
- ◆ 「時差」の扱いが、ここで扱われる。
 - イ イの(ア)から(エ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。
 - ◆ 現行の第三部「様々な面からとらえた日本」の内容に当たる。
 - ◆ 5つの視点、「自然環境」「人口」「資源や産業」「生活・文化」「地域の結び付き」から「生活・文化」が削除されている。
- ウ ウについては、次のとおり取り扱うものとする。
- (ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。
- (イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。
- (ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。
- ◆ 県調べ⇒日本の地誌に変更。
 - ◆ 平成元年版学習指導要領の「日本の諸地域」が復活。
 - ◆ しかし、平成元年版は静態地誌(ア.自然と人々、イ.産業と地域、ウ.居住と生活、エ.地域の結び付きと変化)であった。
 - ◆ 今次の改訂版は7つの考察による動態地誌になる。
- エ エについては、学校所在地の事情を踏まえて観察や調査を指導計画に位置付け実施すること。その際、縮尺の大きな地図や統計その他の資料に親しませ、それらの活用の技能を高めるようにすること。また、観察や調査の結果をまとめる際には、地図を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。
- なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容の(2)のウの中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱ってもよいこと。
- ◆ 基本的には、現行の「身近な地域」と同じであるが、地域の課題を見つけ、地域社会の形成に参画する態度を養う目標を置いている点が異なる。

7 指導計画の作成と内容の取り扱い

今次学習指導要領改訂で示されているように、指導計画の作成に当たって、配慮事項が次のように記述されている。

- (1) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。
- (2) 各分野の履修については、第1、第2学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させ

ることを原則とし、第 3 学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野 120 単位時間、歴史的分野 130 単位時間、公民的分野 100 単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。

(3) 知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的事項・事柄を厳選して指導内容を構成するものとし、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。また、生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を一層培うため、各分野において、第 2 の内容(本稿 6 ページで記述)の範囲や程度に十分配慮しつつ事項を再構成するなどの工夫をして、適切な課題を設けて行う学習の充実を図るようにすること。

(4) 第 1 章総則の第 1 の 2 及び第 3 章道德の第 1 に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第 3 章道德の第 2 に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。

また、指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする。その際、地図や年表を読みかつ作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにする。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮するものとする。その際、情報モラルの指導にも配慮するものとする。

以上のことから分かるように、分野別配当時間数が、地理的分野 120 単位時間、歴史的分野 130 単位時間、公民的分野 100 単位時間となり、それぞれ 15、25、15 単位時間が増加している。このことは今次改訂で、主要教科の授業を 1 割以上増やす大きな改善の流れの中にある。基礎的・基本的な知識の習得と思考力・判断力・表現力等重視したねらいを実現させるためのものと考えられ、期待されているところである。

8 総合的な学習の時間との関連

総合的な学習の時間は平成 10 年の学習指導要領から設けられ、課題発見や問題解決の能力の育成を目指した画期的なものであった。具体的な学習活動として、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの課題があげられ、自然体験や社会体験、観察・実験、見学・調査、討論・発表等を取り入れることが期待された。今次は、諸般の事情から時間を縮減されたが、決して趣旨は間違っていない。それゆえ、特に地理学習においては、国際理解や環境等について、単元構成で留意して展開されるべきであると考えられる。参考として、環境教育の展開においては、「持続可能な社会」をめざした社会科教育の役割—環境問題についての思考力・判断力の育成の基礎を地理教育で—と題した筆者の拙文(下記[註])を参照していただければ有難い。

[註]

- 1 読売新聞平成 20 年 3 月 20 日付け朝刊
- 2 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「審議のまとめ」平成 19 年 11 月 7 日
- 3 岡澤潤次「社会科教室」No.46 日本文教出版 平成 19 年 8 月 1 日発行